

基本的考え方

- 第1 「望まない受動喫煙」をなくす
- 第2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- 第3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

改正法の概要

施設類型		施設数※1	規制内容	喫煙が可能となる要件	施行日
第一種	病院、診療所、薬局、学校 児童福祉施設、 行政機関の庁舎等	約4,000 施設	原則 敷地内禁煙	屋外に必要な措置がとられた場所※2 において、喫煙場所を設置可	2019年 7月1日
第二種	上記以外の施設 (事務所、飲食店、ホテル等)	約34,600 施設	原則 屋内禁煙	標識の掲示や技術的基準を満たせば、 喫煙専用室を設置可	2020年 4月1日
	既存の小規模飲食店	(再掲) 約1,700 施設		標識の掲示等の要件を満たせば、 経過措置※3として、喫煙可とできる (届出が必要)	

※1 施設数は、奈良市を除く県内対象施設数(平成26年度経済センサス基礎調査より)

※2 特定屋外喫煙場所

屋外に必要な措置がとられた場所は、次の①～③の全てを満たす必要がある

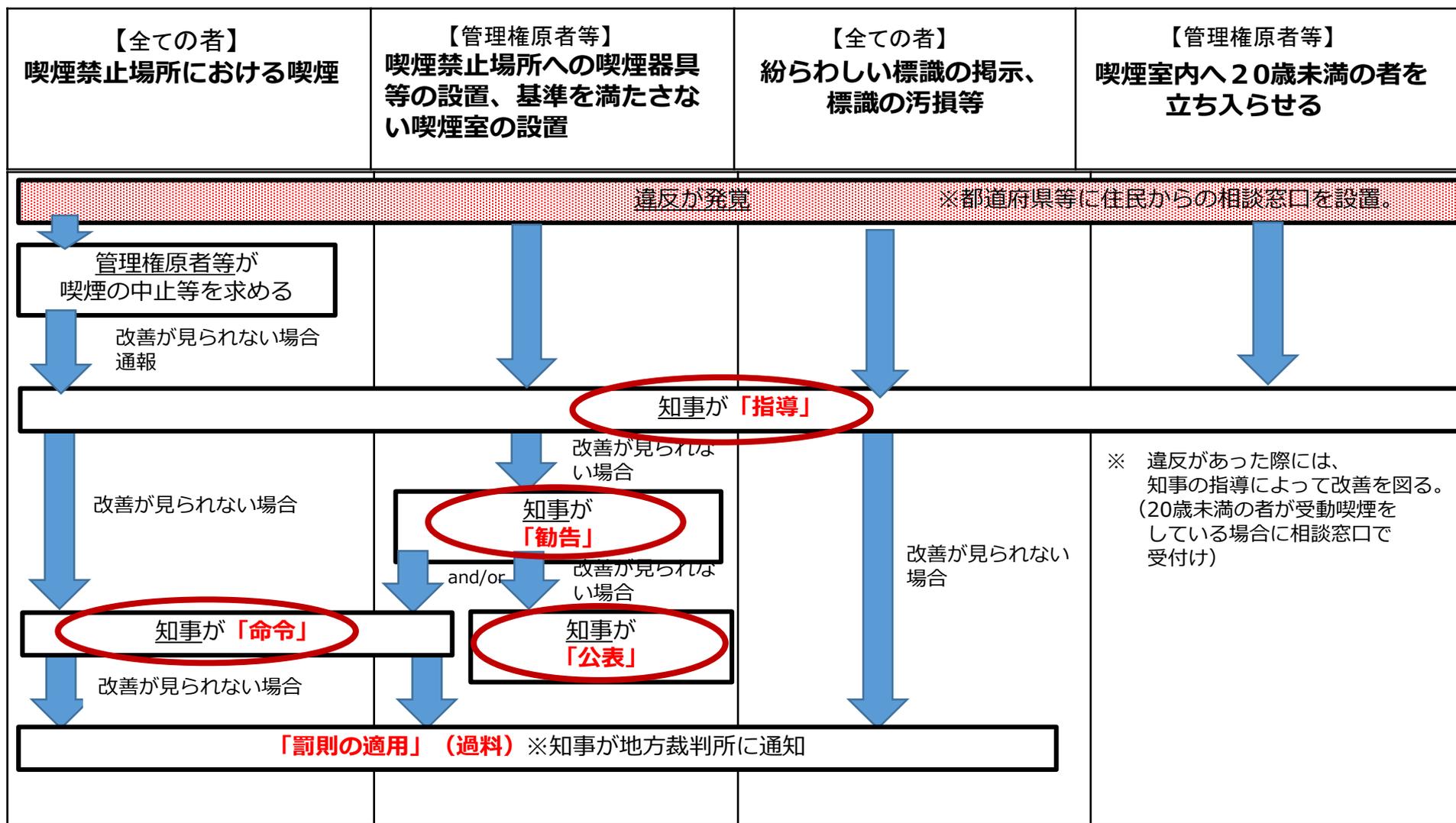
- ① 区画されていること
- ② 喫煙場所である旨の標識を掲示していること
- ③ 通常、人が立ち入らないような場所に設置していること

※3 経過措置により喫煙可能となる小規模飲食店は、次の①～③の全てを満たす施設が対象となる

- ① 2020年4月1日時点で営業許可を得ている店舗
- ② 資本金または出資の総額が5,000万円以下
- ③ 客席面積が100㎡以下

受動喫煙防止に係る義務違反時の対応

<参考資料>



 : 保健所長に事務委任予定